

佐賀県医療センター好生館
トレーサビリティシステム「中材名人」 調達業務仕様書

1. 構成

調達物品名		数量
トレーサビリティシステム「中材名人」 ハードウェア／ソフトウェア		一式
項目	内容	
1	トレーサビリティシステム本体	
1-1	管理サーバーは以下の要件を満たすこと。	
1-1-1	管理サーバーは、院外のサーバーにネットワーク経由で接続する院外クラウド方式であること。	
1-1-2	管理サーバーと本システムとの通信は、SSL暗号化通信であること。	
1-2	タッチパネル PC は、以下の要件を満たすこと。	
1-2-1	OS は、Microsoft 社製 Windows11 相当以上の性能、機能を有すること。	
1-2-2	ディスプレイは、タッチパネル式であること。	
1-2-3	ディスプレイは、対角 13 インチ以上、解像度 1,920×1,080 ドット以上であること。	
1-2-4	CPU は、第 9 世代インテル®Core™i5 プロセッサ相当以上の性能、機能を有すること。	
1-2-5	記憶媒体は、SSD256GB 以上であること。	
1-2-6	バッテリーを内蔵していること。	
1-2-7	Wi-Fi 通信の機能を有すること。	
1-2-8	2 次元シンボルリーダーと RFID リーダーを同時に接続できる機能を有すること。	
1-2-9	JIS 配列準拠の日本語キーボードを有すること。	
1-3	ラベルプリンターは以下の要件を満たすこと。	
1-3-1	耐熱式のラベルを印刷できること	
1-3-2	PC と接続し使用できる機能を有すること。	
1-3-3	操作パネルは 4 インチ以上のカラー液晶パネルであること。	
1-4	2 次元シンボルリーダーは以下の要件を満たすこと。	
1-4-1	給電は USB のみで可能であること。	
1-4-2	2 次元シンボルを読み取る機能を有すること。	
1-4-3	ハンディタイプであること	
1-4	レーザープリンターは、以下の要件を満たすこと。	
1-5-1	プリント方式は、レーザー方式であること。	
1-5-2	PC と接続し使用できる機能を有すること。	
1-5-3	A4 のモノクロで印刷できること。	
1-6	ハンディターミナルは、以下の要件を満たすこと。	
1-6-1	2 次元シンボル及び RFID タグを読み取る機能を有すること。	
1-6-2	IEC 規格 IP67 以上であること。	
1-6-3	落下強度が 1.5m 以上であること。	
1-6-4	ディスプレイは、タッチパネル式であること。	
1-6-5	ディスプレイは、対角 5.5 インチ以上、解像度 720×1,440 ドット以上でカラー液晶で	

	あること。
1-6-6	手に持ちやすいスリム形状で、寸法は 78 mm×180 mm×18 mm であること。
1-6-7	Wi-Fi 通信の機能を有すること。
1-6-8	カメラは画素数が 1300 万以上で、オートフォーカス、LED フラッシュ機能があること。
1-6-9	マイク、スピーカーを内蔵していること。
1-6-10	バッテリーは、内蔵タイプで工具を使用することなく交換可能なこと。
1-6-11	給電用のクレードルを有すること。
2	トレーサビリティシステムソフトウェア
2-1	管理ソフトウェアは、以下の要件を満たすこと。
2-1-1	2 次元シンボル及び RFID タグ管理器材（以下、「管理器材」という）を読み取る際に、両者の切り替え操作をすること無く、読み取りできる機能を有すること。
2-1-2	管理器材について、個体の履歴追跡の管理ができる機能を有すること。
2-1-3	管理器材に対して、ハンディターミナル内で名称を検索し所在場所を確認できる機能を有すること。
2-1-4	操作画面は、タッチパネル PC とハンディターミナル共に、作業者の目の負担を考慮し、黒色をベースとしていること。
2-1-5	操作画面は、タッチパネル PC とハンディターミナル共に、ログイン中の作業者の写真をサムネイル表示する機能を有すること。
2-1-6	同一のハンディターミナルで、滅菌前登録、滅菌判定登録、手術取り揃え、所在場所検索、返却登録、全てのアプリが使えること。初期画面に全てのアプリが表示されていること。
2-2	組立の登録は、以下の要件を満たすこと。
2-2-1	管理器材の組立履歴がとれる機能を有すること。
2-2-2	組立日時を登録する機能を有すること。
2-2-3	組立時の作業画面は、1 列表示、2 列表示、写真付きの 3 パターンあり、画面の選択はワンクリックで行なう機能を有すること。
2-2-4	組立時の作業画面は、作業者の利き手を考慮した、ユーザーインターフェイスを有すること。
2-2-5	組立時に、管理器材をリーダーで読み取り、セット品構成表をタッチパネル PC 上に表示する機能を有すること。
2-2-6	組立登録は、タッチパネル PC 上に表示されたセット品構成表に従い、管理器材をリーダーで読み取り、登録できる機能を有すること。また、管理対象外の器材は、手入力で数量を入力して登録できる機能を有すること。
2-2-7	組立登録数の表現は、分数とし、分母が必要数、分子が管理器材であること。また、管理器材を読み取る、又は手入力する毎に分子が増える表示が可能であること。分母と分子の数が同一になった時に分子の色が変化すること。
2-2-8	セット品構成表を印刷する機能を有すること。
2-2-9	組立時に、セットおよび器材単品の写真や添付文書、動画、注意点などを、タッチパネル PC 上で表示する機能及び表示した画像はタッチパネルをタッチすることにより拡大縮小する機能を有すること。
2-2-10	組立時に表示できる写真や添付文書、動画、注意点などをセット及び器材単品毎に 10 種類以上登録する機能を有すること。
2-2-11	組立時に不足品がある場合は、作業者に知らせる機能を有すること。
2-2-12	組立中に別の組立登録を行う場合は、途中までの登録状況をセーブし、再開時はセー

	ブ時の状態からスタートする機能を有すること。
2-2-13	管理器材をリーダーで二回読み取ることで、管理器材の詳細画面が表示される機能を有すること。
2-2-14	管理器材を修理登録する場合は、器材詳細画面を表示し、修理ボタンをタップする機能を有すること。なお、修理登録は、組立作業中でも行えること。
2-2-15	管理器材を破棄、又は廃棄する場合は、器材詳細画面を表示し、破棄ボタンをタップする機能を有すること。なお、破棄登録は、組立作業中でも行えること。
2-2-16	管理器材の滅菌回数が表示されていること。
2-2-17	管理器材の滅菌回数が最大滅菌回数を超えた場合はアラートが表示される機能を有していること。
2-2-18	セット品構成表の行の移動はタッチパネル PC 画面の器材行を長押し行をスライドさせることで変更できること。
2-2-19	セット品構成表の器材をリーダーで読み取る又は手入力した際に、数量が揃うと、器材行が消えていく機能を有すること。また、器材行が消えるモードと消えないモードの切り替えは作業中にワンクリックで変更できること。
2-2-20	器材の入力は、画面に電卓のポップが表示されることで入力できること。
2-2-21	管理器材の RFID を読み込んだ際に、画面下部に RFID タグの個体番号が表示されること。
2-2-22	組立画面は、常に作業者の名前と写真を表示する機能を有すること。
2-2-23	組立画面は、常に作業者のログイン時間を表示すること。
2-2-24	組立画面からワンクリックで履歴画面を表示できること。管理器材を読み込むことで履歴が確認できること。
2-2-25	組立画面には、管理器材を同時に複数読み込んだ場合に、その読み取り合計数が大きく表示されていること。
2-3	滅菌の登録は、以下の要件を満たすこと。
2-3-1	管理器材の滅菌履歴がとれる機能を有すること。
2-3-2	管理器材の滅菌前登録は、PC を必要としない方式でハンディターミナルのみで行えること。
2-3-3	滅菌前登録時に、ハンディターミナル内で作業者や滅菌器を選択できる機能を有すること。
2-3-4	滅菌前登録時に、管理器材の滅菌方法が間違っていた場合は、ハンディターミナルで読み取り時に、作業者に知らせる機能を有すること。
2-3-5	管理器材を読み取ることで、カウントアップされ、読み取り数の合計が表示できる機能を有すること。
2-3-6	管理器材の滅菌判定登録ができる機能を有すること。
2-3-7	管理器材の滅菌判定登録は、PC を必要としない方式でハンディターミナルのみで行えること。
2-3-8	管理器材の滅菌判定登録は、滅菌前登録で複数登録した場合に、その中の 1 つの管理器材を読み込むことで、その他全ての滅菌判定登録ができること。
2-3-9	緊急対応として管理器材の滅菌判定登録時に、ハンディターミナル内で滅菌登録（前工程）を実施しなかった場合は、滅菌判定の登録の際に投入した滅菌器を選択できる機能を有すること。
2-3-10	管理器材の BI 滅菌判定結果は、デフォルトが「未実施」であること。判定結果は、「OK」、「NG」に切り替えて登録ができる機能を有すること。
2-3-11	管理器材の CI 滅菌判定結果及び目視滅菌判定結果の表示は、デフォルトが「OK」であること。また NG の場合は、管理器材を読み取り、「OK」から「NG」に切り替えて登録ができる機能を有すること。

2-3-12	登録画面に、常に作業者の名前と写真を表示する機能を有すること。
2-3-13	同じ管理器材を 2 回読み込んだ場合に、読み取り数が増えないこと。
2-3-14	複数の管理器材を読み込んだ後に、1 つの管理器材を除きたい場合には、その管理器材のみを再度読み込むことで、除くことができる機能を有すること。
2-4	取り揃えの登録は、以下の要件を満たすこと。
2-4-1	手術予定管理や履歴管理が行えること。
2-4-2	手術別の取り揃えリストの作成時に、手術日時、手術室番号を入力することでリストを作成できる機能を有すること。
2-4-3	作成した取り揃えリストから手術情報をハンディターミナルで呼び出す機能を有すること。
2-4-4	取り揃え登録は、PC を必要としない方式で、ハンディターミナルのみで行う機能を有すること。
2-4-5	ハンディターミナルのカレンダー機能より、手術予定を確認できること。
2-4-6	取り揃え登録で、管理器材の滅菌期限が切れていた場合、ハンディターミナルで読み取り時に、作業者に知らせる機能を有すること。
2-4-7	取り揃え登録で、管理器材の滅菌判定が完了していない場合は、ハンディターミナルで読み取り時に、作業者に知らせる機能を有すること。
2-4-8	取り揃え登録で、管理対象外の器材は、手入力で数量を入力して登録できる機能を有すること。
2-4-9	未使用器材の返却登録は、PC を必要としない方式でハンディターミナルのみで実施できる機能を有すること。
2-4-10	取り揃え画面には、常に作業者の名前と写真を表示する機能を有すること。
2-5	術後の登録は、以下の要件を満たすこと。
2-5-1	管理器材の術後登録の履歴がとれる機能を有すること。
2-5-2	術後登録の日時を登録する機能を有すること。
2-5-3	術後登録時の作業画面は、1 列表示、2 列表示、写真付きの 3 パターンあり、画面の選択はワンクリックで行なう機能を有すること。
2-5-4	術後登録時の作業画面は、作業者の利き手を考慮した、ユーザーインターフェイスを有すること。
2-5-5	術後登録時に、管理器材をリーダーで読み取り、患者に使用した管理器材をタッチパネル PC 上に表示する機能を有すること。
2-5-6	術後登録は、タッチパネル PC 上に表示された患者に使用した管理器材表に従い、管理器材をリーダーで読み取り、登録できる機能を有すること。また、管理対象外の器材は、手入力で数量を入力して登録できる機能を有すること。
2-5-7	患者に使用した管理器材表の表現は、分数とし、分母が必要数、分子が管理器材であること。また、管理器材を読み取る、又は手入力する毎に分子が増える表示が可能であること。分母と分子の数が同一になった時に分子の色が変化すること。
2-5-8	患者に使用した管理器材に不足品がある場合は、作業者に知らせる機能を有すること。
2-5-9	1-7-5-9 患者に使用した管理器材表の器材を読み取る又は手入力した際に、数量が揃うと、器材行が消えていく機能を有すること。また、器材行が消えるモードと消えないモードの切り替えは作業中にワンクリックで変更できること。
2-5-10	管理器材以外の器材の入力は、画面に電卓のポップが表示されることで入力できること。
2-5-11	管理器材の RFID を読み込んだ際に、画面下部に RFID タグの個体番号が表示されること。
2-5-12	術後登録画面は、常に作業者の名前と写真を表示する機能を有すること。

2-5-13	術後登録画面は、常に作業者のログイン時間を表示すること。
2-5-14	術後登録画面からワンクリックで履歴画面を表示できること。管理器材を読み込むことで履歴が確認できること。
2-5-15	術後登録画面には、管理器材を同時に複数読み込んだ場合に、その読み取り数が大きく表示されていること。
2-5-16	管理器材で、手術に使用していない器材は、未使用の器材として登録可能なこと。

2. その他納入に関して

- ① 令和9年3月31日までに、本仕様書に掲げるシステム・機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は今回の調達範囲に含むこと。
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して1年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
- ⑭ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。